

宮城県公報

行 政 公 報
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指 定	(県政情報・文書課)	一
○国土調査の成果の認証	(地域復興支援課)	二
○知事指定薬物の指定の失効	(薬務課)	二
○国民健康保険事業費納付金算定に係る各種係数等について	(国保医療課)	三
○県営土地改良事業計画の縦覧	(農村振興課)	三
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(同)	三
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(農村整備課)	四
○特定農業用ため池の指定	(同)	四
○特定農業用ため池の指定解除	(同)	四
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	五
○道路の区域変更(六件)	(道路課)	六
○道路の供用開始(九件)	(同)	七
○車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定	(同)	九
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定(二件)	(防災防砂課)	一〇
○土砂災害警戒区域の指定(二件)	(同)	一三
○土地区画整理事業の換地処分の届出(四件)	(都市計画課)	一四
○昭和五十五年宮城県告示第八百七十八号(県立都市公園の設置)の一部 改正	(同)	一四
○令和三年度における地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特 例を定める政令の適用を受ける競争入札に参加する者に必要な資格	(契約課)	一五

○土地改良区の定款変更の認可
公 告

○開発行為に関する工事の完了
企 業 局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定
議 会

○宮城県議会会議規則の一部を改正する規則
選挙管理委員会

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十九年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和二年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和三年分)

○資金管理団体の届出事項の異動届

○資金管理団体の指定取消し等の届出

公安委員会

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について

告 示

○宮城県告示第二百四号

情報公開条例(平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。)第三十八条第二項の規定により、特定出資団体等を次のとおり指定する。

なお、令和二年宮城県告示第百十三号(情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指定)は、廃止する。

令和三年三月二十六日

一 条例第三十八条第二項第一号に掲げる出資団体等

仙台臨海鉄道株式会社

宮城県知事 村 井 嘉 浩

(東部地方振興事務所) 一五

(建築宅地課) 一六

一六

一六

一七

一七

一七

一八

一八

一八

一九

一九

一九

二一

阿武隈急行株式会社

公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団

公益財団法人宮城県環境事業公社

公益財団法人宮城県文化振興財団

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

一般社団法人東北地域医療支援機構

公益財団法人宮城県腎臓協会

宮城県信用保証協会

公益財団法人みやぎ産業振興機構

公益財団法人宮城県国際化協会

一般財団法人みやぎ産業交流センター

株式会社仙台港貿易促進センター

公益社団法人みやぎ農業振興公社

公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会

一般社団法人宮城県畜産協会

宮城県漁業信用基金協会

公益財団法人みやぎ林業活性化基金

一般社団法人宮城県林業公社

一般財団法人みやぎ建設総合センター

公益財団法人宮城県フエリー埠頭公社

宮城県開発株式会社

塩釜港開発株式会社

仙台空港鉄道株式会社

公益財団法人宮城県スポーツ協会

二 条例第三十八条第二項第二号に掲げる出資団体等

一般財団法人宮城県地域医療情報センター

公益社団法人宮城県精神保健福祉協会

公益社団法人宮城県トラック協会

公益社団法人宮城県国際経済振興協会

一般社団法人宮城県農業会議

公益財団法人宮城県水産振興協会

○宮城県告示第二百五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

白石市

二 調査を行った時期

平成三十年年度から令和元年度まで

三 成果の名称

白石市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

白石市字人生一番、同字人生三番、同字人生二番、同字上金坪、同字北無双作、同字下金坪、同字白石沖、同字銚子ヶ森、同字西板橋、同字東板橋、同字南小路、同字南無双作、同字柳下、同字芳ヶ池、同南町二丁目、同新館町、同東町一丁目、同東町二丁目、同東町三丁目、同東町四丁目、同東町五丁目、同東町六丁目、同田町一丁目、同田町二丁目、同田町三丁目、同城南二丁目、同大鷹沢三沢字川崎、同大鷹沢三沢字桜田

五 認証年月日

令和三年三月十七日

○宮城県告示第二百六号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年宮城県条例第六十九号。以下「条例」という。）第十四条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 失効する知事指定薬物の名称

1 化学名 一「一（三）フルオロフェニル」シクロヘキシル」ピペリジン及びその塩類（通称名…3F1PCP（3-Fluorop1PCP）

2 化学名 三「二」エチル（プロピル）アミノ」エチル」一H」インドール」四」イル」

- アセテート及びその塩類（通称名…4-AcO-EPT）
 - 3 化学名 エチルⅡ（*R）ⅠⅡ（四フルオロフェニル）ⅠⅡ（*R）Ⅰピペリジニール
「イル」アセテート及びそれらの塩類（通称名…threol-4-Fluorophenylphenidate）
 - 4 化学名 エチルⅡ（*R）ⅠⅡ（四フルオロフェニル）ⅠⅡ（*S）Ⅰピペリジニール
「イル」アセテート及びそれらの塩類（通称名…erythro-4-Fluorophenylphenidate）
- 二 失効の理由
当該知事指定薬物が、条例第二条第六号に掲げる薬物に指定されるに至ったため
- 三 指定の効力が失われた日
令和三年三月二十六日

○宮城県告示第二百七号
国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第三項、附則第四条の規定により読み替えて適用される第九条第五項、同条第八項及び第九項、附則第四条の規定により読み替えて適用される第十条第三項、同条第六項及び第七項並びに第十一条第三項、第六項及び第七項の規定により知事が定める数は、次のとおりとし、令和三年四月一日から施行する。
令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

係 数 又 は 指 数	知 事 が 定 め る 数
医療費指数反映係数	○・五
一般納付金所得係数	○・八八八三四九〇六〇三七五二
一般納付金基礎額調整係数	○・九九七九三九二〇四二二〇六
一般納付金被保険者均等割指数	○・七
後期高齢者支援金等納付金所得係数	○・八八七〇〇八六四四一六六五
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	○・九九九九九九九八五九〇一
後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	○・七

介護納付金納付金所得係数	○・八三七八六六四六六一五
介護納付金納付金基礎額調整係数	○・九九九九九九九六一七九二
介護納付金納付金被保険者均等割指数	○・七

○宮城県告示第二百八号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営沼崎・大平地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。
なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。
令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
令和三年三月二十六日から令和三年四月二十三日まで

三 縦覧場所
登米市役所

○宮城県告示第二百九号

県営南三陸地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。
令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧期間

令和三年三月二十六日から令和三年四月二十三日まで

三 縦覧場所

南三陸町役場

○宮城県告示第二百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業青木川地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年三月二十九日から令和三年四月二十六日まで

三 縦覧場所

石巻市役所本庁舎、石巻市役所河南総合支所及び美里町役場

○宮城県告示第二百十一号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり特定農業用ため池として指定した。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定の年月日
源太郎ため池	丸森町小斎字源太郎十六の二	令和三年三月二十六日
後藤ため池一	大和町小野字後藤二十一の三十六	令和三年三月二十六日

後藤ため池二

大和町小野字後藤二十一の十二

令和三年三月二十六日

後藤ため池一の一

大和町小野字後藤二十一の三十六

令和三年三月二十六日

貝柄塚三号ため池

大郷町大松沢字貝柄塚六十六の一

令和三年三月二十六日

牛ヶ首二号ため池

加美町下多田川字鷹ヶ森三十五

令和三年三月二十六日

小館七号ため池

栗原市若柳有賀字新山三十九の三

令和三年三月二十六日

卓ため池（一）

栗原市瀬峰岩石十二の十八

令和三年三月二十六日

卓ため池（三）

栗原市瀬峰富要害百二十一

令和三年三月二十六日

○宮城県告示第二百十二号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定によりした次の特定農業用ため池の指定を解除する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定解除の年月日
四本松三号ため池	丸森町大張大蔵字四本松七十三の一	令和三年三月二十六日
新坂ため池	大和町落合松坂字新坂十五	令和三年三月二十六日
泉崎前ため池	大和町鶴巣山田字中田五	令和三年三月二十六日
泉崎後場ため池	大和町鶴巣山田字水吸二十三の一	令和三年三月二十六日
一本木山二号ため池	大郷町不來内字一本木山三十四の四	令和三年三月二十六日
内ノ越二号ため池	大郷町大松沢字内ノ越十四	令和三年三月二十六日
森三号ため池	大郷町大松沢字森八の六	令和三年三月二十六日
狸沢十五号ため池	大郷町大松沢字狸沢三十二	令和三年三月二十六日

小沢七号ため池	大崎市田尻蕪栗字小沢七	令和三年三月二十六日
小沢四号ため池	大崎市田尻蕪栗字小沢五十の十二	令和三年三月二十六日
小沢一号ため池	大崎市田尻蕪栗字小沢三十三の一	令和三年三月二十六日
清水ヶ入一一号ため池	大崎市田尻大沢字清水ヶ入一十六の二	令和三年三月二十六日
猪ノ沢中一号ため池	大崎市田尻大沢字猪沢中七の五	令和三年三月二十六日
宝森三号ため池	大崎市田尻大貫字宝森二の十三	令和三年三月二十六日
新畑前六号ため池	大崎市田尻大貫字新畑前六の二	令和三年三月二十六日
北山二号ため池	大崎市田尻沼部字北山五十七の二	令和三年三月二十六日
新田ノ目ため池	大崎市田尻大貫字新田目五の三	令和三年三月二十六日
築留一号ため池	大崎市田尻大貫字築留十五の一	令和三年三月二十六日
鍛冶谷沢ため池	大崎市鳴子温泉字蓬田	令和三年三月二十六日
新田二号ため池	大崎市岩出山字上真山新田十一	令和三年三月二十六日
高野ため池	大崎市岩出山南沢字高野	令和三年三月二十六日
梨の木沢ため池	大崎市岩出山南沢字曲田裏七十の四	令和三年三月二十六日
宮守沢ため池	大崎市岩出山南沢字大久保九十九の一	令和三年三月二十六日
六田向ため池	大崎市岩出山字下真山六田向二十六の二	令和三年三月二十六日
狩股沢ため池	大崎市三本木音無字狩股沢十二	令和三年三月二十六日
畑谷地ため池	大崎市古川清水沢字新鴻ノ巢四十八	令和三年三月二十六日
上田堤ため池	大衡村大森字上田十五	令和三年三月二十六日
三嶽ため池	大郷町東成田字三嶽二十六	令和三年三月二十六日

南館一号ため池	大崎市田尻蕪栗字舞岳南十四	令和三年三月二十六日
姥沢一号ため池	大崎市古川小野字姥沢四十	令和三年三月二十六日
祭田第一ため池	石巻市北上町十三浜祭田百三十八の一	令和三年三月二十六日

○宮城県告示第二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに大崎市役所及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三四九号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
伊具郡丸森町耕野字岩一八番三地先から同郡同町耕野字岩一二九番七地先まで		前	後
敷地の幅員 (メートル)	五・一	八・一	二三・六
敷地の延長 (メートル)	七六・八	七六・八	七六・八

○宮城県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 岩沼蔵王線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
岩沼市志賀字一の坂四二番一地先から同市志賀字一の坂一番一地先まで		前	後
敷地の幅員 (メートル)	四・五	八・〇	—
敷地の延長 (メートル)	一、四二五・〇	—	—

○宮城県告示第二百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 女川牡鹿線
- 三 道路の区域

変更の区間 牡鹿郡女川町大石原浜字向四五番二地 先から 同郡同町野々浜字大道一三六番一地从 まで		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考 上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
前A	後A	後B	一・〇 四三・八	一、三六三・八	
一・〇 四三・八	一・〇 四三・八	八・五 六二・二	一、三六三・八	一、三六三・八	

○宮城県告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北上津山線
- 三 道路の区域

変更の区間 石巻市北上町女川字鼻丸山一〇番一地从 ら 同市北上町女川字鼻丸山無番地先まで		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	前	三・〇 一二・八	一三二・七
三・〇 一二・八	五・一 一五・〇			一三二・七

○宮城県告示第二百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般県道

- 二 路線名 大島浪板線
- 三 道路の区域

変更の区間 気仙沼市浦の浜一三八番七地从先 から 同市外畑一〇〇番一地从先まで		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	前	一五・五 四四・九	二七九・〇
一五・五 四四・九	四・七 四四・九			二七九・〇

○宮城県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 角田山下線
- 三 道路の区域

変更の区間 亘理郡山元町山寺字頭無二六一番八地从 ら 同郡同町山寺字頭無二二六番六地从先まで		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	前	一一・〇 四二・八	二六四・〇
一一・〇 四二・八	一一・〇 四四・〇			二六四・〇

○宮城県告示第二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四九号	伊具郡丸森町耕野字岩一八番三地从先から 同郡同町耕野字岩一二九番七地从先まで	令和三年 三月二十六日

○宮城県告示第二百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	石巻市雄勝町雄勝字寺四番一地从先から 同市雄勝町雄勝字小湖六七番一地从先まで	令和三年 三月二十九日 午前十一時

○宮城県告示第二百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	相馬巨理線	巨理郡山元町坂元字稲瀬八〇番地先から 同郡同町山寺字北頭無一五番一地从先まで	令和三年 三月二十六日 午後二時

○宮城県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土

木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	女川牡鹿線	牡鹿郡女川町野々浜字大道一〇番三地从先から 同郡同町野々浜字大道一三六番一地从先まで	令和三年 三月二十九日 午前十時

○宮城県告示第二百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	北上津山線	石巻市北上町女川字鼻丸山一〇番一地从先から 同市北上町女川字鼻丸山無番地先まで	令和三年 三月二十七日

○宮城県告示第二百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	山下停車場線	巨理郡山元町山寺字頭無一八五番一地从先から 同郡同町山寺字高地無番地先まで	令和三年 三月二十六日 午後二時

○宮城県告示第二百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和三年三月二十六日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	山下停車場線	巨理郡山元町浅生原字館新田二二番一地从先から同郡同町浅生原字南山下四九番一地从先まで	令和三年三月二十六日午後二時

○宮城県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和三年三月二十六日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大島浪板線	気仙沼市磯草二六五番六地从先から同市磯草六二番五地从先まで	令和三年三月三十日

○宮城県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年三月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和三年三月二十六日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

県道	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
	角田山下線	巨理郡山元町山寺字頭無一六一番八地从先から同郡同町山寺字頭無二二六番六地从先まで	令和三年三月二十六日午後二時

○宮城県告示第二百二十九号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和三年三月二十六日

一 指定する道路

道路の種類	路線名	区間	指定する期日
一般国道	三九八号	栗原市志波姫堀口西風前二一番三地从先から同市築館伊豆一丁目二六番三地从先まで	令和三年四月一日
県道	塩釜巨理線	多賀城市町前一丁目四八九番地从先から同市町前一丁目無番地从先まで	
県道	築館登米線	登米市中田町石森字表六六番一地从先から同市中田町浅水字新沼尻八一番五地从先まで	

二 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるため、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り込むためやむを得ず車線からはみ出す場合には、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を保持せ、交通の危険を防止するため、縦○・一二メートル以上、横○・二三メートル以上又は縦○・二三メートル以上、横○・一二メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後部の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報等を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

○宮城県告示第二百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
寺崎沢	土石流	石巻市大瓜字寺崎、字新藤木（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
小福地沢	土石流	石巻市大瓜字小福地、字内小福地、字新小福地、字瀬戸山、字辰脇（次の図のとおり）		
三ツ口南沢1	土石流	石巻市蛇田字三ツ口南、字山崎、字新山崎、字土和田山（次の図のとおり）		
三ツ口南沢1・2	土石流	石巻市蛇田字三ツ口南、字山崎、字土和田山（次の図のとおり）		
桃浦2号沢	土石流	石巻市桃浦字井戸入、字台、字浦、字上ノ山（次の図のとおり）		
寺下沢1	土石流	石巻市桃浦字朴長、字金沢、字トウミキ、字上ノ山、字寺下、字浜中（次の図のとおり）		
寺下沢2	土石流	石巻市桃浦字朴長、字金沢、字トウミキ、字上ノ山、字寺下、字浜中（次の図のとおり）		
津持沢1号	土石流	石巻市桃浦字長久保、字石山、字米久保、字蒲原、字川向、字蛭沢、字蜂ノ巣（次の図のとおり）		
月沢2	土石流	石巻市月浦字松木沢、字高頭山、字月浦（次の図のとおり）		
月沢	土石流	石巻市月浦字松木沢、字高頭山、字月浦（次の図のとおり）		

竹沢沢2	土石流	石巻市竹沢字蜻八峯、字家ノ入、字竹屋舗、字狐崎道（次の図のとおり）
竹沢沢2	土石流	石巻市竹沢字蜻八峯、字家ノ入、字竹屋舗、字狐崎道（次の図のとおり）
福貴浦1号	土石流	石巻市福貴浦字風越、字大入、字福貴屋敷、字土手（次の図のとおり）
福貴浦2号	土石流	石巻市福貴浦字大入、字福貴屋敷、字小田浜（次の図のとおり）
西ノ入沢1	土石流	石巻市雄勝町雄勝字下雄勝、字上雄勝（次の図のとおり）
西ノ入沢2	土石流	石巻市雄勝町雄勝字下雄勝、字上雄勝（次の図のとおり）
小泊沢	土石流	石巻市北上町十三浜字小泊（次の図のとおり）
小網倉2号	土石流	石巻市小網倉浜戸根窪山、椿下（次の図のとおり）
小網倉3号	土石流	石巻市小網倉浜戸根窪山、小網倉、笹窪（次の図のとおり）
小福地の1	急傾斜地	石巻市大瓜字小福地、字新小福地、字瀬戸山（次の図のとおり）
小福地の2	急傾斜地	石巻市大瓜字小福地、字瀬戸山（次の図のとおり）
上ノ山	急傾斜地	石巻市桃浦字浦、字井戸入（次の図のとおり）
浜中	急傾斜地	石巻市月浦字月浦（次の図のとおり）
松木沢	急傾斜地	石巻市月浦字松木沢、字月浦（次の図のとおり）
福貴浦	急傾斜地	石巻市福貴浦字福貴屋敷、字小田浜、字大入（次の図のとおり）
福貴浦の2	急傾斜地	石巻市福貴浦字福貴屋敷、字土手（次の図のとおり）
下雄勝	急傾斜地	石巻市雄勝町雄勝字下雄勝、字上雄勝（次の図のとおり）
立神	急傾斜地	石巻市北上町十三浜字立神（次の図のとおり）
白浜	急傾斜地	石巻市北上町十三浜字白浜、字上大平（次の図のとおり）
相川の2	急傾斜地	石巻市北上町十三浜字相川（次の図のとおり）

桃浦の1	急傾斜地の崩壊	石巻市桃浦字上ノ山(次の図のとおり)
月浦	急傾斜地の崩壊	石巻市月浦字月浦、字松木沢(次の図のとおり)
三ツ口の1	急傾斜地の崩壊	石巻市蛇田字三ツ口南、字土和田山、字丸沼、字新山崎(次の図のとおり)
三ツ口の2	急傾斜地の崩壊	石巻市蛇田字三ツ口南、字土和田山、字山崎(次の図のとおり)
桃浦の3	急傾斜地の崩壊	石巻市桃浦字米久保、字石山、字長久保、字蒲原(次の図のとおり)
小田浜の1	急傾斜地の崩壊	石巻市福貴浦字小田浜、字福貴屋敷、字大入(次の図のとおり)
小田浜の2	急傾斜地の崩壊	石巻市福貴浦字小田浜、字福貴屋敷(次の図のとおり)
長塩谷の5	急傾斜地の崩壊	石巻市北上町十三浜字白浜、字上大平(次の図のとおり)
4 小網倉浜の	急傾斜地の崩壊	石巻市清水田浜藤森山(次の図のとおり)
亀山畑の2	急傾斜地の崩壊	石巻市水沼字亀山内田、字新内田、字内田(次の図のとおり)
内山	急傾斜地の崩壊	石巻市真野字内山、字内原、字人留山(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
-------	---------------------	--------	-------------------	------

御前3号沢	土石流	牡鹿郡女川町御前浜字荒井田、字大原道(次の図のとおり)	次の図のとおり 宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県東部土木事 務所
御前2号沢	土石流	牡鹿郡女川町御前浜字大原道、字荒井田、字御前、字松葉(次の図のとおり)	
尾浦1号沢	土石流	牡鹿郡女川町尾浦字崎山、字鯛ノ浜(次の図のとおり)	
桐ヶ崎沢	土石流	牡鹿郡女川町桐ヶ崎字桐ヶ崎(次の図のとおり)	
沢桐ヶ崎1号	土石流	牡鹿郡女川町桐ヶ崎字桐ヶ崎(次の図のとおり)	
沢桐ヶ崎2号	土石流	牡鹿郡女川町桐ヶ崎字桐ヶ崎(次の図のとおり)	
宮ヶ崎沢	土石流	牡鹿郡女川町宮ヶ崎字宮ヶ崎、字田ノ畑入、字田ノ畑山、市場通り、石浜字高森(次の図のとおり)	
神の沢2-1	土石流	牡鹿郡女川町鷲神二丁目、鷲神浜字向山、小乗浜字小乗(次の図のとおり)	
神の沢2-2	土石流	牡鹿郡女川町小乗二丁目、小乗一丁目、小乗浜字向、字小乗(次の図のとおり)	
神の沢2-1	土石流	牡鹿郡女川町小乗二丁目、小乗一丁目、小乗浜字向(次の図のとおり)	
3 神の沢2-1	土石流	牡鹿郡女川町小乗二丁目、小乗一丁目、小乗浜字向(次の図のとおり)	
荒立の沢	土石流	牡鹿郡女川町鷲神浜字荒立、字堀切、字堀切山、大道、浦宿浜字十二神(次の図のとおり)	
飯子浜夏浜1	土石流	牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜(次の図のとおり)	
飯子浜夏浜2	土石流	牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜(次の図のとおり)	
1 塚浜北沢1	土石流	牡鹿郡女川町塚浜字塚浜(次の図のとおり)	
2 塚浜北沢1	土石流	牡鹿郡女川町塚浜字塚浜(次の図のとおり)	
小屋取沢2	土石流	牡鹿郡女川町塚浜字小屋取、字竹ノ尻(次の図のとおり)	
小屋取沢	土石流	牡鹿郡女川町塚浜字小屋取、字竹ノ尻(次の図のとおり)	
出島3号沢	土石流	牡鹿郡女川町出島字出島、字合ノ浜(次の図のとおり)	
出島4号沢	土石流	牡鹿郡女川町出島字合ノ浜(次の図のとおり)	

小屋取の2	塚浜の1	小屋取の1	尾浦の2	尾浦の1	宮ヶ崎の2 12	宮ヶ崎の2 11	御前	出島の5	出島の4	出島の3	3 出島の2-1	2 出島の2-1	1 出島の2-1	出島の1	堀切山	寺間沢4	寺間沢3	寺間沢2	寺間沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流
牡鹿郡女川町塚浜字小屋取、字竹ノ尻 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町塚浜字塚浜 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町塚浜字小屋取 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町尾浦字崎山、字鯛ノ浜 (次の図のとおり)	尾浦町 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町尾浦字尾浦、字田ノ浜、 尾浦町 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町宮ヶ崎字宮ヶ崎 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町御前浜字御前、字荒井 田、字松葉 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町出島字別当浜 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町出島字別当浜、字寺間 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町出島字合ノ浜 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町出島字出島、字合ノ浜 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町出島字出島、字合ノ浜 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町出島字出島 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町鷺神浜字堀切山、黄金 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町出島字垣山、字寺間 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町出島字垣山、字寺間 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町出島字別当浜 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町出島字別当浜 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町出島字別当浜 (次の図のとおり)

出島の12	出島の11	宮ヶ崎の6	桐ヶ崎の2	小乗の3	宮ヶ崎の4	出島の10	出島の7	尾浦の5	尾浦の4	十二神	宮ヶ崎の3	桐ヶ崎	2 出島の8-1	1 出島の8-1	出島の6	鷺神の3	堀切山の3	鷺神の4	江島
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
牡鹿郡女川町出島字別当浜 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町出島字別当浜 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町石浜字高森 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町桐ヶ崎字桐ヶ崎 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町小乗字向、小乗二丁目 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町石浜字高森、宮ヶ崎字宮ヶ崎 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町出島字合ノ浜、字福合浦 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町出島字合ノ浜 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町尾浦字鯛ノ浜 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町尾浦字鯛ノ浜 (次の図のとおり)	十二神、字門前 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町鷺神浜字荒立、浦宿浜字 十二神、字門前 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町宮ヶ崎字宮ヶ崎 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町桐ヶ崎字桐ヶ崎 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町出島字寺間、字垣山 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町出島字出島 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町桜ヶ丘、鷺神浜字荒立 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町鷺神浜字堀切山、字荒立、字堀切、大道 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町鷺神浜字荒立、字堀切 (次の図のとおり)	牡鹿郡女川町江島字江島、字堂ノ上 (次の図のとおり)

○宮城県告示第二〇三三十二号

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

出島の13	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町出島字別当浜（次の図のとおり）
出島の14	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町出島字別当浜（次の図のとおり）
出島の16	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町出島字別当浜（次の図のとおり）
出島の18	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町出島字別当浜（次の図のとおり）
出島の19	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町出島字別当浜（次の図のとおり）
出島の20	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町出島字別当浜（次の図のとおり）
出島の22	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町出島字別当浜（次の図のとおり）
出島の23	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町出島字別当浜、字垣山、字寺間（次の図のとおり）
江島の2	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町江島字江島（次の図のとおり）
江島の4	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町江島字江島、字堂ノ上（次の図のとおり）
江島の5	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町江島字堂ノ上（次の図のとおり）
江島の6	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町江島字堂ノ上（次の図のとおり）
江島の8	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町江島字江島（次の図のとおり）
江島の9	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町江島字江島、字堂ノ上（次の図のとおり）
出島の15	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町出島字別当浜（次の図のとおり）
出島の17	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町出島字別当浜（次の図のとおり）
出島の21	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町出島字別当浜（次の図のとおり）
江島の3	急傾斜地の崩壊	牡鹿郡女川町江島字江島（次の図のとおり）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。
令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
米久保沢	土石流	石巻市桃浦字長久保、字石山、字米久保、字蒲原、字川向、字蛭沢、字蜂ノ巣（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
竹浜沢2-1	土石流	石巻市竹浜字蛸八峯、字家ノ入、字竹屋舗、字狐崎道（次の図のとおり）	
小田浜屋敷	土石流	石巻市福貴浦字福貴屋敷、字小田浜（次の図のとおり）	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第二〇三三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
塚浜南沢	土石流	牡鹿郡女川町塚浜字塚浜、字竹ノ尻、飯子浜字夏浜（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
出島沢	土石流	牡鹿郡女川町出島字出島（次の図のとおり）	
出島1号沢	土石流	牡鹿郡女川町出島字出島（次の図のとおり）	
出島2号沢	土石流	牡鹿郡女川町出島字合ノ浜（次の図のとおり）	

寺間1号沢	土石流	牡鹿郡女川町出島字別当浜、寺間 (次の図のとおり)
寺間2号沢	土石流	牡鹿郡女川町出島寺間(次の図のと おり)
江島の7	急傾斜地 の崩壊	牡鹿郡女川町江島字江島(次の図のと おり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第二百三十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

石巻広域都市計画事業石巻市湊北地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 施行者の名称

石巻市

三 事務所の所在地

石巻市穀町十四番一号

四 換地処分の年月日

令和二年十一月二十四日、同年十二月十七日及び令和三年一月二十九日

○宮城県告示第二百三十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

石巻広域都市計画事業石巻市上釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 施行者の名称

石巻市

三 事務所の所在地

石巻市穀町十四番一号

四 換地処分の年月日

令和二年十二月十八日及び令和三年二月二十六日

○宮城県告示第二百三十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

気仙沼都市計画事業魚町・南町地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 施行者の名称

気仙沼市

三 事務所の所在地

気仙沼市八日町一丁目一番一号

四 換地処分の年月日

令和二年十二月七日、同月二十三日、令和三年一月十四日及び同月二十八日

○宮城県告示第二百三十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

気仙沼都市計画事業松崎片浜地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 施行者の名称

気仙沼市

三 事務所の所在地

気仙沼市八日町一丁目一番一号

四 換地処分の年月日

令和三年二月八日及び同月十七日

○宮城県告示第二百三十八号

昭和五十五年宮城県告示第八百七十八号(県立都市公園の設置)の一部を次のように改正し、令和

三年三月二十六日から施行する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表を次のように改める。

名 称	位 置	区 域	供用開始の期日
矢本海浜緑地	東松島市	東松島市みそら一丁目一番、二番一、二番二(次の図に示すとおりとする。)	平成三十一年四月二十六日

○宮城県告示第二百三十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六百六十七条の五第一項の規定により、令和三年度に宮城県が発注する建築一式工事に係る一般競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札(以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を次のとおり定めた。

なお、特定調達契約に係る一般競争入札に参加しようとするものは、次の二から七までに定めるところにより申請し、八に定めるところにより承認を受けなければならない。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 資格要件

1 及び2のいずれにも該当する者であること。

1 次の(一)から(三)までのいずれにも該当しないこと。

(一) 施行令第六百六十七条の四の規定に該当する者

(二) 二に掲げる申請に必要な書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

(三) 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の許可を受けていない者及び同法第二十七

七条の二十三第二項に規定する経営事項審査を受けていない者

2 建築一式工事に於ける建設業法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値が、九百五十

点以上であること。

二 申請に必要な書類

1 建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格審査申請書

2 添付書類

直近の総合評定値通知書の写し(審査基準日が建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格審査申請書の提出日前一年七月以内のものに限定)

三 申請書類の作成に用いる言語

日本語

四 受付期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで(宮城県の休日を定める条例(平成元年宮城県条例第十号)第一条第一項に規定する日(以下「休日」という。)を除く。)

五 申請書の配布期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで(休日を除く。)

六 申請書の配布及び申請書類の提出場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課管理班

七 申請の方法

提出場所申請書類を郵送すること。

八 資格承認

資格審査の結果、一の資格要件を満たすと認められる者について、特定調達契約に係る一般競争入札への参加資格を承認し、建設工事一般競争入札(特定調達契約)参加資格承認者名簿に記載する。

九 審査結果の通知

当該申請者に郵送で通知する。

十 資格承認の有効期間

資格承認日から令和四年三月三十一日まで

十一 資格の更新手続

令和四年三月三十一日までに資格申請の公示を予定しているため、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

十二 申請に関する問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課管理班(電話〇二二二二二二一三三三五)

○宮城県告示第二百四十号

登米吉田土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和三年三月十九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年三月二十六日

宮城県東部地方振興事務所
所 長 佐 藤 靖

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年三月二十六日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
岩沼市小川字上河原四十二番の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
岩沼市小川字上河原四十二番地
サンオート株式会社

企 業 局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和三年三月二十六日

- 宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 水道用ポリ塩化アルミニウム（単価契約）
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企業局公営事業課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和三年三月十五日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 第一物産株式会社仙台支店 仙台市若林区鶴代町二番六十の一号
- 五 落札金額 一万七千三百五十円（一トン当たり）
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和三年一月二十九日

議 会

宮城県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月二十六日

宮城県議会議長 石 川 光 次 郎

○宮城県議会規則一号
宮城県議会会議規則の一部を改正する規則

宮城県議会会議規則（昭和五十年宮城県議会規則）の一部を次のように改正する。
第二条中「出産その他の」を「出産、育児、看護、介護その他のやむを得ない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため会議に出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会

○宮選管告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和三年三月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員 長 皆 川 章 太 郎

(一) 政党の支部

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 公職の種類（第一号） 一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 届出年月日

立憲民主党政 大野 園子 布田 恵美 名取市植松 衆議院議員 〇 令和三年 一月二十一日
城第3区総支部 四一四一

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称、代表者の氏名、会計責任者の氏名、主たる事務所の所在地、一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

立憲民主党宮城第1行政支部 岸田 清美 田山 英次 仙台市青葉区二丁目一四

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称、代表者の氏名、会計責任者の氏名、主たる事務所の所在地

あべひでた後援会 木村 裕幸 芳賀 潔 東松島市大曲字寺沼一六 令和三年二月十六日

えんどう貴平後援会 山城 恵介 遠藤 眞幸 加美郡加美町字南寺宿五九一 令和三年二月二日

遠藤まりこと縁(えにし)を結ぶ会 三浦 祐子 菊地 美穂 登米市迫町佐沼字江合一一〇一 令和三年二月八日

おいで弘子後援会 澁谷 剛夫 亘理 清 加美郡加美町下新田字北村前二 令和三年二月三日

尾形かつゆき後援会 齋 養一 尾形 康子 栗原市高清水台町一五 令和三年二月二日

かつぬま栄明後援会 佐藤幸太郎 佐藤 公 石巻市大街道東四二一三 令和三年二月四日

佐々木こうき後援会 佐々木弘毅 鈴木 定一 加美郡加美町字下野目下久保中二三 令和三年二月一日

菅原麻紀後援会 小林 茂樹 小林 茂樹 栗原市若柳字川南二又三五九 令和三年一月十二日

鈴木実後援会 鈴木 実 千葉 唯 登米市中田町石森字高鼻四三一 令和三年二月十九日

ちば修一後援会 齋藤 英彦 木村 正弘 東松島市赤井字川前二二六一一 令和三年一月二十一日

中村じゅん後援会 中村 淳 中村 淳 柴田郡大河原町金ヶ瀬字土手下五一二 令和三年一月二十日

米木正二後援会 中島 勝 米木 千代 加美郡加美町字南町一二七一 令和三年一月八日

○宮選管告示第二十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和三年三月二十六日

宮城県選挙管理委員会

(一) 政党の支部 委員長 皆川 章太郎

政治団体の名称、代表者の氏名、異動事項、新 旧、異動年月日

自由民主党加美町支部 工藤 清悦 主たる事務所の所在地、加美郡加美町下新田字一本柳五六一一、泉字町屋敷五一 令和三年一月二十四日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称、代表者の氏名、異動事項、新 旧、異動年月日

熱海文義後援会 熱海 忠行 代表者の氏名、熱海 忠行 熊谷 実 令和三年三月十六日

石垣のりこ後援会 加藤 順子 国会議員関係政治団体の区分、法第十九条の七、法第十九条の七及び第一号に係る国会議員関係政治団体、加藤 順子 小川のり子 令和三年一月二十五日

一條いさお後援会 宍戸 芳男 代表者の氏名、宍戸 芳男 佐久間 貞 令和三年一月一日

おの久一後援会 千葉 六男 代表者の氏名、鈴木 健三 高橋 明 令和元年九月四日

佐々木奈津江後援会 佐々木奈津江 主たる事務所の所在地、仙台市泉区泉中央一三四一六、登米市中田町石森字加賀野二二〇一〇 令和三年一月二日

政治結社赤心義塾 鈴木 延也 代表者の氏名、秋田 三雄 相沢 光雄 令和三年二月二十六日

高橋そうすけ後援会 齋藤 貴之 代表者の氏名、齋藤 貴之 佐々木智徳 令和三年一月二十三日

宮城県社会民主主義フォーラム 岸田 清美 主たる事務所の所在地、仙台市青葉区二丁目二一四 令和三年二月二十五日

○宮選管告示第二十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和三年三月二十六日

宮城県選挙管理委員会

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

ありが光子後援会 有賀 光子 令和三年二月十二日

長谷川洋一を育てる会 跡部 洋 令和二年十二月三十一日

米木正二後援会 中島 勝 平成三十年十二月三十一日

○宮選管告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十九年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年三月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

米木正二後援会

報告年月日 1. 5. 29 (30. 12. 31解散)

1 収入総額 850

前年繰越額 850

2 支出総額 0

○宮選管告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年三月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

米木正二後援会

報告年月日 1. 5. 29 (30. 12. 31解散)

1 収入総額 850

前年繰越額 850

2 支出総額 0

○宮選管告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から令和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年三月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（資金管理団体）

ありが光子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 有賀 光子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 柴田町議会議員

報告年月日 3. 2. 15 (3. 2. 12解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

（その他の政治団体）

長谷川洋一を育てる会

報告年月日 3. 1. 7 (2. 12. 31解散)

1 収入総額 19,072

前年繰越額 19,072

2 支出総額 0

○宮選管告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和三年三月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨 (単位: 円)

(資金管理団体)

ありか光子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 有賀 光子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 柴田町議会議員

報告年月日 3. 2. 15 (3. 2. 12解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第三十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和三年三月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 異動事項 新 旧 異動年月日

佐々木奈津 佐々木奈津江後 主たる事務 仙台市泉区泉中央 令和三年

江々木奈津 援会 所の所在地 一「三四一六 字加賀野二」二〇 一月二日

○宮選管告示第三十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨届出があった。

令和三年三月二十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 資金管理団体でなくなった年月日

有賀 光子 ありが光子後援会 令和三年二月十二日

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第2号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月26日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則(昭和29年宮城県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2 (第3条関係)	別表第2 (第3条関係)	別表第2 (第3条関係)	別表第2 (第3条関係)
警察署名	名称	位置	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
河北警察署	大川駐在所	石巻市釜谷字葦島62番地2	石巻市福地字大正13番地2
南三陸警察署	清水駐在所	本吉郡南三陸町志津川字清水浜90番地4	(略)
巨理警察署	山下駅前駐在所	巨理郡山元町つばめの頭無66番地11	巨理郡山元町つばめの社二丁目1番地7

別表第3 (略) 別表第4 (第4条関係)

別表第3 (略) 別表第4 (第4条関係)

仙台中央警察署～塩釜警察署 (略)
岩沼警察署

名称	受持区域
(略)	(略)
下野郷駐在所	岩沼市のうち 押分(須加原)、空港西一丁目_____、 空港南一丁目から空港南六丁目まで、下野郷
	(略)

大和警察署 (略)
石巻警察署

名称	受持区域
(略)	(略)
矢本交番	東松島市のうち あおい一丁目からあおい三丁目まで、大塩、大曲、小松、新館前_____、矢本
	(略)

仙台中央警察署～塩釜警察署 (略)
岩沼警察署

名称	受持区域
(略)	(略)
下野郷駐在所	岩沼市のうち 押分(須加原)、空港西一丁目、空港西二丁目、 空港南一丁目から空港南六丁目まで、下野郷
	(略)

大和警察署 (略)
石巻警察署

名称	受持区域
(略)	(略)
矢本交番	東松島市のうち あおい一丁目からあおい三丁目まで、大塩、大曲、小松、新館前、みそら一丁目、みそら二丁目、矢本
	(略)

気仙沼警察署～河北警察署 (略)
南三陸警察署

名称	受持区域
署所在地交番	本吉郡南三陸町のうち 志津川(汐見町、南町、本浜町、十日町、五日町、大森、大森町、城場、助作、上の山、天王山(1番地から80番地2まで)、 天王前(1番地から36番地まで)、塩入、廻館、廻館前、中瀬町、御前下、竹川原、黒崎、林、大久保、旭ヶ浦及び内山)

気仙沼警察署～河北警察署 (略)
南三陸警察署

名称	受持区域
署所在地交番	本吉郡南三陸町のうち 志津川_____

名称	受持区域
清水駐在所	本吉郡南三陸町のうち 志津川(袖浜、平磯、荒坂、松井田、清水浜、細浦、大上坊、新井田、平井田、磯の沢、立沢、天王山(1番地から80番地2までを除く)、天王前(1番地から36番地までを除く)、阿宮、内井田、大畑、蒲の沢、北の又、米広、権理、蛇王、西田、沼田、平貝、深田、森山、植松及び小田)

名称	受持区域
入谷駐在所	本吉郡南三陸町のうち 入谷、志津川(小森、田尻畑、熊田、上保呂毛、下保呂毛、秋目川及び大沢)

古川警察署～角田警察署 (略)
亶理警察署

名称	受持区域
亶理郡亶理町のうち	(略)
亶理郡亶理町のうち	長瀨(南原、小橋、大橋、舟入、新海岸、大塚及び上釣)、吉田(原、大塚、流、須賀畑、小橋、板橋、浜谷地、通橋、大谷地、塩田、内浦、村、道下、道下、砂浜、南上、南中、南下、北上、北下及び分残)
亶理郡亶理町のうち	荒浜、

名称	受持区域
亶理郡亶理町のうち	(略)

名称	受持区域
亶理郡亶理町のうち	字苅里、字苅浜、長瀨(南原、小橋、大橋、舟入、新海岸、大塚及び上釣)、吉田(原、大塚、流、須賀畑、小橋、板橋、浜谷地、通橋、大谷地、塩田、内浦、村、道下、道下、砂浜、南上、南中、南下、北上、北下、分残及び上塚)
亶理郡亶理町のうち	字荒浜、字花苅、荒浜、

古川警察署～角田警察署 (略)
亶理警察署

名称	受持区域
亶理郡亶理町のうち	(略)

荒浜駐在所
 遠隈高屋（中原、前原、新釜、北原、谷地及び鳥矢崎）

亶理郡山元町のうち
 浅生原（砂押を除く。）、大平、小平、高瀬（東石山原、西石山原、南山神、北山神、北の原、宿原、宮後、柳町、竹の内原、加茂川、大久保、室原、中島、南下高瀬、北下高瀬、西山下、館下、紅葉、南耕士、西中耕士、中北耕士、北、梅田、蟹田、桜田、合戦原及び上土取場）、つばめの杜一丁目まで、八手庭、山寺（山下、石田、古屋敷、物見前、樋前、浦沢、堤山、日向、谷原、石垣、的場、南原、八山、石堂、赤坂、沼田、堂目木、作田山、山下町東、上籠田、南籠田、北籠田、大道及び新山）、鷺足

亶理郡山元町のうち
 浅生原（砂押）、高瀬（下津土、北沼、松田、西北谷地、天王川、南中須賀、北中須賀、西須賀、狐須賀、笠野、杉田、椿、赤坂、界原、川津戸、新浜、下北耕士、諏訪原、東泉田、東北谷地、浜砂及び古谷地）

山下駅前駐在所
 _____、山寺（牛橋、北頭無、西牛橋、北泥沼、東泥沼、東坪路、北坪路、

荒浜駐在所
 遠隈高屋（中原、前原、新釜、北原、谷地及び鳥矢崎）

亶理郡山元町のうち
 浅生原（砂押を除く。）、大平、小平、高瀬（東石山原、西石山原、南山神、北山神、北の原、宿原、宮後、柳町、竹の内原、加茂川、大久保、室原、中島、南下高瀬、北下高瀬、西山下、館下、紅葉、南耕士、西中耕士、中北耕士、北、梅田、蟹田、桜田、合戦原及び上土取場）

亶理郡山元町のうち
 浅生原（砂押）、高瀬（下津土、北沼、松田、西北谷地、天王川、南中須賀、北中須賀、西須賀、狐須賀、笠野、杉田、椿、赤坂、界原、川津戸、新浜、下北耕士、諏訪原、東泉田、東北谷地、浜砂及び古谷地）、つばめの杜一丁目からつばめの杜一丁目まで、山寺（牛橋、北頭無、西牛橋、北泥沼、東泥沼、東坪路、北坪路、

山下駅前駐在所

頭無、畑合、浜、西頭無、小平、大平、雁小屋、小谷地、東畑合及び須賀)	頭無、畑合、浜、西頭無、小平、大平、雁小屋、小谷地、東畑合及び須賀)
(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則中別表第4岩沼警察署の表の改正規定、別表第4石巻警察署の表の改正規定及び別表第4亶理警察署の表の改正規定（浜吉田駅前駐在所の項及び荒浜駐在所の項に限る。）は公布の日から、別表第2の改正規定、別表第4南三陸警察署の表の改正規定及び別表第4亶理警察署の改正規定（山下駐在所の項及び山下駅前駐在所の項に限る。）は令和3年4月1日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第30号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和3年3月26日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勸三郎

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者 現に技能検定員、教習指導員である者が他の運転免許に係る資格又は技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	令和3年5月10日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
新たに大型、中型自動車二種免許及び普通自動車二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で令和2年、令和3年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことから、令和3年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したことから、自動車安全運転センター中央研修所を免除したこと等により資格審査の全科目が免除となる者	令和3年6月30日まで	宮城県運転免許センター

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和3年3月26日(金)から令和3年4月9日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

令和3年3月26日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課にお問い合わせをすること。
問い合わせ先の電話番号 022-373-3601